

(整理番号 514)

大阪地方最低賃金審議会

令和5年度第6回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月7日(月)
午前8時53分～午後3時36分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室
- 3 出席者
公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 労働者を代表する委員から、春闘以降の足元の状況、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)及び勤労者世帯の1世帯当たりの消費支出の増加や女性のパートタイム労働者の上げ幅を考慮した結果として、42円の引上げ額の提示があった。
 - (2) 使用者を代表する委員からは、最賃法に基づく3要素を原則として検討し、中小企業の厳しい経営状況の下ではあるが、短時間労働者の処遇改善や国内消費の腰折れを防ぐという観点から、40円の引上げ額の提示があった。
 - (3) その後、公・労、公・使の個別協議を重ねたものの、改正最低賃金額及び効力発生の日については労使の意見の一致に至らず、1時間1,064円、効力発生の日は、令和5年10月1日とする公益見解をもって、答申することとなった。
 - (4) 次に、附帯事項についての協議、確認がなされ、答申文が作成された。
 - (5) 以上、時間額1,064円、効力発生の日は、令和5年10月1日とする旨、大阪労働局長に対して答申が行われた。